

第47号の2様式

固定資産現所有者申告書

年 月 日

清須市長 様

申告者氏名

(自署の場合、押印不要)

固定資産課税台帳に登録されている所有者（以下「被相続人」という。）が死亡したため、清須市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」について次のとおり申告します。

現所有者（相続人）の代表者

フリガナ			
氏名 (又は名称)	(自署の場合、押印不要)	被相続人との続柄	
住所 (又は所在地)			
生年月日	年 月 日	電話	
個人番号（又は法人番号）			

被相続人

フリガナ		死亡年月日
氏名		年 月 日
住所		通知番号

他の現所有者（相続人）

フリガナ			
氏名 (又は名称)		被相続人との続柄	
住所 (又は所在地)			
個人番号（又は法人番号）			

フリガナ			
氏名 (又は名称)		被相続人との続柄	
住所 (又は所在地)			
個人番号（又は法人番号）			

フリガナ			
氏名 (又は名称)		被相続人との続柄	
住所 (又は所在地)			
個人番号（又は法人番号）			

備考 現所有者（相続人）の代表者と被相続人との関係が分かる戸籍謄本等の写し又は登記所が発行する法定相続情報一覧図の写し等を添付してください。

【注意事項】

- 1 この申告書は、登記上の所有者が死亡している場合、相続登記が完了するまでの間における現所有者（通常は相続人）に、固定資産課税台帳に登録するために必要な事項を申告していただくためのものです。
- 2 申告された現所有者は、賦課期日（1月1日）までに相続登記が完了しなかった場合、納税義務者となります。
- 3 納税通知書は、現所有者の代表者へ送付しますので、代表者は現所有者全員で協議のうえ決定してください。
- 4 この申告書は、登記上の所有者を変更するものではありませんので、相続登記については、別途、法務局で行う必要があります。
- 5 現所有者の代表者は、地方税法第9条の2第1項に規定する相続人代表者としても登録します。台帳上の所有者が死亡された日以前の賦課期日に係る年度は相続人代表者となります。
- 6 正当な事由がなくこの申告をしなかった場合、10万円以下の過料が科されることがあります。